

令和6年9月

射水市議会定例会追加議案

## 目 次

議案第78号 射水市立学校設置条例の一部改正について

議案第 78 号

射水市立学校設置条例の一部改正について

射水市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 9 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市立学校設置条例の一部を改正する条例

射水市立学校設置条例（平成 17 年射水市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中

「

放生津小学校	射水市中新湊 23 番 10 号
新湊小学校	射水市桜町 6 番 1 号

を

」

「

新湊放生津小学校	射水市桜町 6 番 1 号
----------	---------------

に改める。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 新湊放生津小学校の位置は、令和 7 年 4 月 1 日から教育委員会規則で定める日までの間は、改正後の別表 1 の規定にかかわらず、射水市中新湊 23 番 10 号とする。